

みんなで
ふせ
防ぐ

しょうがいしゃぎゃくたい

障害者虐待

そん
ご存じですか？

しょうがいしゃぎゃくたい
障害者虐待
ぼうしぼう
防止法



ぎゃくたいき
虐待に気づいたら すみやかに通報を！

しょうがいしゃぎゃくたいき
障害者虐待に気づいた人は——

● 区の担当窓口へ通報義務があります。

地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待を受ける障害者だけでなく、虐待をしてしまう家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

つうほう
通報先

ぶんきょうくしょうがいしゃぎゃくたいぼうし
文京区障害者虐待防止センター（文京区福祉部障害福祉課内）

☎03-5803-1818（月～金曜 8時30分～17時15分）

しょうがいしゃきかんそうだんしえん
障害者基幹相談支援センター（文京総合福祉センター内）

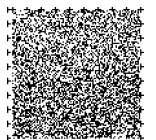
☎03-5940-2903（平日夜間17時15分～翌8時30分、土・日・祝日24時間）

しょうがいしゃぎゃくたい
障害者の虐待は——

● どの家庭や施設・職場でも起こりうる問題です。

● 虐待を受ける人、してしまう人が虐待だと認識できず、自分から助けを求められない場合があります。

そのため、虐待を防ぐために、住民一人ひとりが正しい知識を身につけて、小さな兆候を見逃さずに早期に発見、通報してください。



こんなことが虐待に～障害者虐待の例～

身体的虐待

暴行により、体に傷や痛みを与える。

- (例) ●平手打ち ●殴る
●蹴る ●つねる
●縛りつける
●閉じ込める
●不要な薬を飲ませる など



こんなサインが…

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。 など

性的虐待

無理矢理わいせつなことをする、させる。

- (例) ●性交 ●性器への接触
●裸にする ●キスをする
●障害者にわいせつな話をする、映像を見せる など



こんなサインが…

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- 卑猥な言葉を発するようになる。
- 人に相談するのをためらう。 など

心理的虐待

言葉や態度で、精神的苦痛を与える。

- (例) ●怒鳴る ●ののしる
●悪口を言う
●仲間に入れない
●子どもあつかいする
●わざと無視する など



こんなサインが…

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。 など

放棄・放任(ネグレクト)

世話や介助をせず、心身を衰弱させる。

- (例) ●十分な食事を与えない
●不潔な住環境で生活させる
●必要な医療や福祉サービスを受けさせない など



こんなサインが…

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。 など

通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、区の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などを行うことは禁じられています。匿名による通報も受け付けます。

経済的虐待

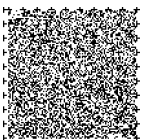
本人の同意なく財産や年金、賃金などを使う。

- (例) ●年金や賃金を渡さない
●勝手に財産や預貯金を使う
●日常生活に必要な金銭を与えない など



こんなサインが…

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。 など



まず、ご相談ください。

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談は…

【月～金曜 (8時30分～17時15分)】

文京区障害者虐待防止センター

(文京区福祉部障害福祉課内)

TEL 03-5803-1818 FAX 03-5803-1352

【平日夜間 (17時15分～翌8時30分)、土・日・祝日 (24時間)】

障害者基幹相談支援センター

(文京総合福祉センター内)

TEL 03-5940-2903 FAX 03-5940-2904



「虐待される人」「虐待してしまう人」の 両方を救うために

養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしてしまう家族などの養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。心身の疲れや障害についての知識不足、家族間の人間関係など要因はさまざまですが、養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

養護者に対するサポート例

<負担を軽くする>

養護者の心身の疲れなど負担感が大きい場合、短期入所など障害福祉サービスの利用で、休息できる時間などをつくる。

<知識や技術を増やす>

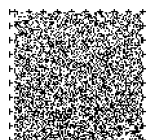
障害に関する介護の知識や技術が必要である場合は、専門家の助言や指導によって、障害についての正確な知識や情報などを提供する。

<心のケアをする>

精神的に余裕のない養護者の心をややすため、カウンセリングの利用や家族会への参加などで、家族関係の回復にもつなげていく。

<専門的な支援をする>

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれの課題に応じた専門機関からの支援を行う。



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうりつ 障害者虐待防止法ってどんな法律？

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障害者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）やそのほか心身に何らかの障害があり、その障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります（障害者には18歳未満の人も含まれます）。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による虐待

- 家族、親族
- 同居する人からの虐待



障害者福祉施設従事者等による虐待

- 施設職員
- ホームヘルパーなどからの虐待



使用者による虐待

就職している場合、仕事先の事業主などからの虐待



〈障害福祉についての区の相談窓口〉 障害福祉サービスの利用や日常の相談は下記へ

区役所・保健所

名称	身体	知的	精神	難病	電話番号	所在地	相談時間
障害福祉課 (文京シビックセンター9階北側)	○				5803-1219	かすが 春日 1-16-21	げつ きんよう 月～金曜 8:30～17:15 (土・日・祝日・ ねんまつねんし 年末年始は休み)
予防対策課 (文京シビックセンター8階南側)		○			5803-1214		
保健サービスセンター (文京シビックセンター8階北側)			○	○	5803-1805		
保健サービスセンター本郷支所			○	○	3821-5106	せんだぎ 千駄木 5-20-18	

このリーフレットは、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。

発行 文京区福祉部障害福祉課 〒112-8555 文京区春日 1-16-21
ホームページアドレス <http://www.city.bunkyo.lg.jp/>
H27.3

